

白 糠 町 農 業 委 員 会
第 2 8 回 総 会 議 事 録

自 令和 5 年 4 月 25 日
至 令和 5 年 4 月 25 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 2 8 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 5 年 4 月 25 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○		農 地
3	對 木 範 誉	○		農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	○		農 地
6	石 田 正 義	○	○	総 務
7	峯 田 弘 子	○	○	総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 有間大介
係 長 澁谷直樹
主 事 林 直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名
日程 2 会務報告
日程 3 報告第17号 事務局職員人事の発令
日程 4 議案第98号 農地法第3条の規定による許可申請
日程 5 議案第99号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
日程 6 議案第100号 農用地利用集積計画の作成の要請
日程 7 議案第101号 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

開会 午後 1 時25分

議長 これより第28回農業委員会総会を開会いたします。
ただ今の出席委員数は9名であります。

白糠町農業委員会会議規則第6条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第2項により、2名の委員を議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。
6番 石田委員、7番 峯田委員、以上2名を指名いたします。

議長 日程第2 「会務報告」3月30日の「職員の定年退職に伴う辞令交付」、3月31日の「人事異動発令に伴う辞令交付」は、役場で執り行われ、私が出席しております。
4月13日の「令和5年度釧路地方農業委員会連合会通常総会及び地区別農業委員会会長・事務局長会議」が釧路市阿寒町で開催され、私と事務局が出席しております。
4月14日「白糠町新農業ビジョン推進協議会」総会が役場で開催され、私が出席しております。
以上、会務報告とさせていただきます。

議長 日程第3 報告第17号「事務局職員人事の発令」について議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 報告第17号「事務局職員人事の発令」。
事務局職員の人事について下記のとおり発令したので報告する。
令和5年4月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記
出向命令および任命発令の対象者につきましては、事務局長のみとなります。以上、報告第17号の説明とさせていただきます。

議長 人事案件ですので、報告のみとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

出席委員 (異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、報告第17号につきましては、報告のとおり承認いたします。
日程第4 議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。私が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席し、職務代理者に務めていただきます。
酒井委員よろしくお願いいたします。
暫時休憩いたします。

《林会長 退席》

職務代理者(酒井委員) 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 日程第4 議案第98号「農地法第3条の規定による許可申請」。
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。
令和5年4月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
記。
号別1、貸主 ●●● 借主 株式会社●●●
次のページをご覧ください。
許可申請の内容をご説明いたします。
土地の所在地は●●●の内のほか合計2筆。面積は●●●平方メートルで、賃借料は年●●●円（反当り約●●●円）。令和5年5月1日から6年間の契約となっております。位置図、地番図は5ページ、6ページに記載しております。
ここで、株式会社●●●様の経営計画について、説明させていただきます。主な作物は、リンゴであります。リンゴについては、その果汁とチーズを作る過程で生じる乳清を使った氷菓に利用いたします。最終的な作付けは60aを予定しております。また、イチゴについても少量ですが計画しており、すでに苗の用意し、工房の敷地内で試験栽培しております。どちらの作物も将来的には果物狩りができるような農園を目指しているとのことです。その他にはじゃがいも、ほうれん草、にんじん、トマトなどの野菜も作付け予定であります。こちらは直売やチーズの取引先、茶路マートでの販売を予定しております。
最終的には敷地内にカフェなども設置し、チーズ工房を軸とした地域の人が憩える空間を作りたいとのことでした。
令和5年度については、鹿柵の設置、イチゴの移植、野菜の栽培、令和6年度のリンゴ定植に向けた準備。
令和6年度からは、リンゴの定植、イチゴの栽培を開始いたします。
令和10年度にリンゴの収穫が始まる計画であります。
なお、従来であれば、下限面積の2haを満たすことが出来ず許可できない案件でしたが、農地法の改正により令和5年4月1日からは、下限面積が撤廃されたため今回の許可申請となりました。
なお、契約については、農地所有適格法人の事業要件（売上の過半が農業及び関連事業である要件）を達成できる見込みがないことから、解除条件を付しております。

以上、議案第98号の説明とさせていただきます。

職務代理者 (酒井委員) ただいまの説明に関連して、茶路地区担当委員の方から補足説明を求めます。
對木委員お願いします。

對木委員 3番・對木です。
許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

職務代理者 (酒井委員) それでは、議案第98号の質疑をお受けいたします。
出席委員 (なし)

職務代理者 (酒井委員) 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第98号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者 (酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第98号につきましては原案のとおり決定いたします。
暫時休憩いたします。

《林会長 入室》

職務代理者 (酒井委員) 林会長にお伝えします。
議案第98号につきましては原案のとおり決定いたしました。
それでは、議長を交代いたします。

議長 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。

議長 日程第5 議案第99号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。恐れ入りますがここで澁谷委員は会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席願います。
暫時休憩いたします。

《澁谷委員退席》

議長 休憩を解き、会議を再開いたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第99号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報

告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和5年4月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

号別1、株式会社●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第99号の説明とさせていただきます。

議長 議案第99号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第99号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第99号につきましては原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《澁谷委員入室》

議長 澁谷委員にお伝えします。
ただいま審議を終了した、議案第99号につきましては原案のとおり決定いたしました。
それでは、休憩を解き、会議を再開します。

議長 日程第6 議案第100号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。なお、私と澁谷委員が会議規則10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、一度退席し、職務代理者に務めていただきます。
酒井委員お願いいたします。
暫時休憩いたします。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者 休憩を解き、再開いたします。

(酒井委員) それでは、引き続き会議を進めます。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第100号「農用地利用集積計画の作成の要請」
下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。
令和5年4月25日提出。
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。
次のページをご覧ください
「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。
号別1、貸主 ●●●、借主 合同会社●●●
土地の所在地は●●●のほか合計3筆。面積は、●●●平方メートルになります。賃借料は年●●●万円。令和5年5月8日から6年間の契約となっております。
位置図及び地番図については、11ページから12ページに記載しております。
以上、議案第100号の説明とさせていただきます。

職務代理者 (酒井委員) ただいま説明のありました、議案第100号の質疑をお受けいたします。
出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、議案第100号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者 (酒井委員) ご異議なしと認めます。
よって、議案第100号につきましては原案のとおり決定いたします。
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

職務代理者 (酒井委員) 林会長、澁谷委員にお伝えします。
議案第100号につきましては原案のとおり決定いたしました。
それでは、議長を交代いたします。

議長 休憩を解き、再開いたします。
それでは、引き続き会議を進めます。

議長 日程第7 議案第101号「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の状況の公表」を議題といたします。
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

議案第101号「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の状況の公表」。

「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）に基づき、農業委員会の最適化活動の点検・評価を作成したので本会の審議を求める。

令和5年4月25日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

次のページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農業委員会は農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の促進に係る活動（以下「最適化活動という。）を実施することとされており、その実施に当たっては、透明性を確保する必要があることから、令和4年度から、毎年度、最適化活動の目標を設定し、実施状況及び達成状況を公表するとともに、北海道知事に報告しなければならない、今回は令和4年度に設定した最適化活動の目標の設定等について、点検・評価を行うものであります。

では、内容をご説明いたします。基本的には実績のみの説明とさせていただきます。

I 農業委員会の状況については、前回の総会時で設定した令和5年度目標と同じ数値であることから説明は省略いたします。

II 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1)農地の集積については、次ページをご覧ください

③実績ですが、新規集積面積は29.3ha。目標としていた集積面積4,180haに対して、集積面積3,890haでしたので、「目標に対する達成状況」は93%でありました。「農業委員会の点検結果」は「集積面積は減少したが、新規集約面積も存在したので、増加に転じるように活動を強化する。」としました。

続く、(2)遊休農地の発生防止・解消については、本町においては該当がないので、数値は全てゼロとし、「農業委員会の点検結果」は「令和4年度も遊休農地は確認できなかった。」としました。続く(3)新規参入の促進については、次のページをご覧ください。③実績については、公表できた面積はありませんでしたので0ha、目標に対する達成状況は0%としております。「農業委員会の点検結果」は「公表できた面積はなし。」としました。

2 最適化活動の活動目標 (2)活動強化月間の設定 ②実績ですが、活動強化月間の設定回数は3回、取組項目「農地の集積」は「認定農業者・認定新規就農者へ農地の利用調整を行い、農地の流動化を促進することができた。」、続く「遊休農地の解消」は「農作業等の傍らではあったパトロールを行ったことで、利用状況調査時においても遊休農地は確認されなかった。」最後に「新規参入の促進」は「コロナ禍であったことから、相談会への出席は叶わなかったが、事務局から提供した新規就農希望者の情報を基に、委員各位で土地の探索を行った。」としました。(3)新規参入相談会への参加については、次のページをご覧ください。③実績はゼロ回としております。

「目標の達成状況の評語」については、「コロナ禍で思うような活動ができないこともあったが、日頃から行ってきた何気ない活動が最適化活

動に該当することから、おおむね評価に値する。」としました。

「推進委員等の点検・評価結果」については、活動記録簿等から判断し記載しております。

次のページをご覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況ですが、1 総会、部会の開催実績は記載のとおりです。2 農地法第3条に基づく許可事務について、処理件数は14件、うち許可は14件、標準処理期間及び処理期間平均は30日、総会開催日及び申請書締切日の公表は「していない」としております。3 農地転用に関する事務（意見を付しての知事への送付）については、昨年度の処理件数はゼロでした。その他は記載のとおりです。4 違反転用への対応については、昨年度末の違反転用面積はゼロでした。その他は記載のとおりです。

以上、議案第101号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第101号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議 長 質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第101号につきましては、原案のとおり決定いたします。
以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全て終了いたしました。
これをもちまして、第28回農業委員会総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。
事務局から何かありますか。

(閉会時間 午後 1 時50分)